

埼玉県県土整備部道路環境課 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

県が管理する道路における特殊車両の通行の可否及び条件を審査する等の業務(主にパソコンを使用(エクセル/ワード、チームス等))

- (1)特殊車両通行許可申請(他の道路管理者からの協議を含む。)に係る事務全般(窓口・電話対応、通行の可否・条件の審査、許可証の作成・交付等)
 - (2)道路管理データ(道路情報便覧等)の更新に係る資料作成等の事務
 - (3)その他特殊車両の通行及び道路環境課に係る業務全般
- ※職務内容の中途変更はありません

2 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)道路の管理や特殊車両の通行制度に関心を持ち、協調して責任感を持って誠実に職務の遂行ができる方
- (2)パソコンを操作し一般的なソフトウェア(ワード/エクセル・マクロ)を支障なく使用できる方

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

- (1)任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります

更新上限は2回までです

- (2)勤務日数・勤務時間

原則週4日・週29時間(午前9時00分～午後5時15分(7時間15分))

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

(勤務日及び勤務時間(例))
・月～木 午前9時00分～午後5時15分(7時間15分)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇10日(初年度)、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:154,800～185,700円

(時間額1,232～1,478円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和7年1月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当:報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

埼玉県県土整備部道路環境課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

(1)応募は、令和7年2月6日(木曜日)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書に写真を貼り、身上書、職務経歴書に必要事項を記入の上、提出してください。なお、応募多数の場合は早めに締め切ることがあります。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません
- (5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内の会場で令和7年2月10日(月)に実施することを予定しております。日時及び場所については、令和7年2月7日(金)までに連絡します。

なお、応募書類の返却はしていません。

(3)最終合格

令和7年2月下旬頃までに、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

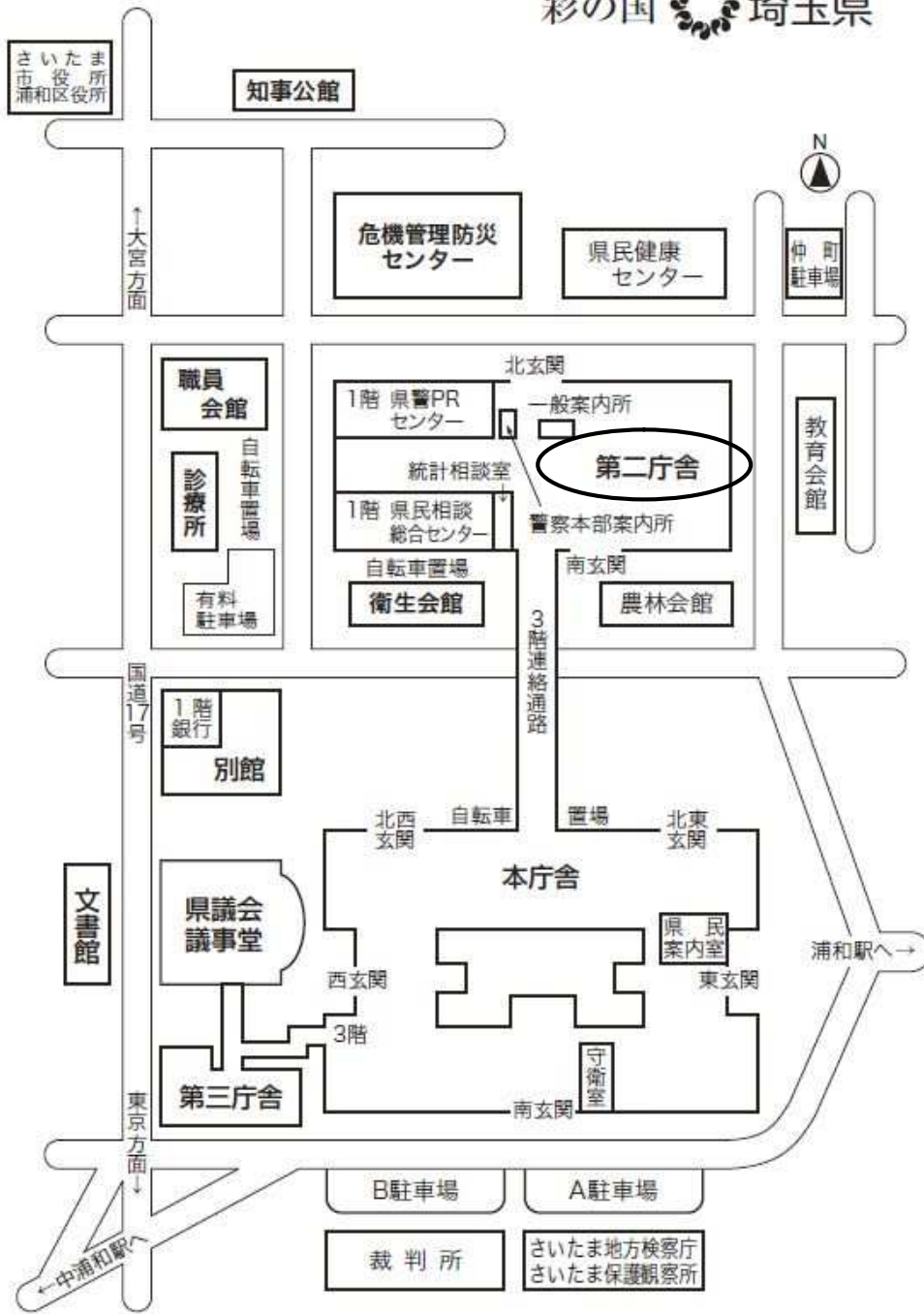
所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁第2庁舎2階)

担当:県土整備部道路環境課 総務・管理担当 中島

電話:048-830-5101

案内図（道路環境課・第二庁舎2階です。）

彩の国  埼玉県



○アクセス方法

JR 浦和駅（西口）から県庁通りを西へ約 800 メートル

*徒歩約 10 分

JR 中浦和駅（西口）から県道 40 号を東へ約 1,100 メートル

*徒歩約 13 分

JR 武蔵浦和駅（東口）から国道 17 号を北へ約 1,700 メートル

*徒歩約 20 分